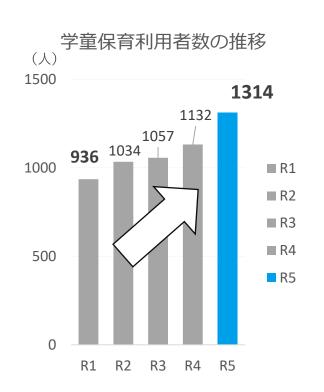
学童保育(放課後児童クラブ)
事業の充実について

学童保育(放課後児童クラブ)の現状と課題



平物力して 米石力

学童保育利用者は年々増加 (R1→R5で約400人増)

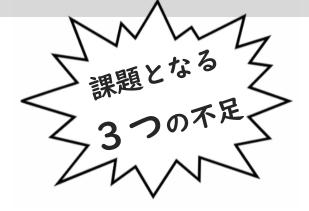




学童保育所を運営する事業者からの声

- ・新たに支援員となる人材の不足
- ・継続して続ける支援員も不足
- ・学童保育所の場所不足 etc…

このままでは待機児童が出てしまう可能性も…



学童保育(放課後児童クラブ)事業の充実



令和6年度当初予算額

5,678万3千円

3つの不足を解消し、待機児童を出さないため、4つの対策を実施



人材確保 対策

- ①処遇改善補助
- ②キャリアアップ補助 →
- ⇒ 支援員確保のための賃金UPを支援
- → 経験年数等に応じた賃金体系づくりを支援



人材確保と安定して長く働くことができるように支援



待機児童 対策

- ③学童保育所の支援数を増加(1支援増 大山田南学童保育所)
- ④プレハブを増設する学童保育所に賃借料を補助



子ども達がのびのびと安心して過ごせる場所づくりを支援

<参考> 令和6年度学童保育所の変更点



- ① 「大山田南学童保育所 日の本クラブ③」 (大山田南地区)令和6年4月開設(1支援増)
- ② 「児童クラブ くわなっ子」(日進地区)令和6年3月閉所⇒「ひまわり学童クラブ」(日進地区)等への引継ぎ
- ③ 学校舎の一部利用「タイムシェア」の活用 令和6年4月から 2か所で開始
 - ⇒「学童保育所 フローラ」(精義地区)、「大成学童保育所 日の本クラブ」 (大成地区)
 - ※「タイムシェア」とは・・・ 放課後等の時間帯の特別教室(図書室や図工室、多目的室等)を一時的に利用するもの。

令和5年8月31日付こども家庭庁発出「放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について(通知)」より

学校施設の一時利用(タイムシェア)による放課後児童クラブの実施例

※厚生労働省 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究報告書」及び各自治体の担当からの電話ヒアリング等をもとに、文部科学省作成

東京都目黒区

ロール畳

放課後の時間帯の特別教室を 放課後児童クラブとして一時利用

- か課後の時間帯の特別教室(家庭科室等)を活用して、タイムシェア型の放課後児童クラブを開設。
- 事務室については、準備室などを活用して放課後児童 クラブの専用区画として利用。専用区画を確保するため に、校舎外に物置を設置し学校の物品を移動するなど して確保。
- 放課後児童クラブで使用する備品等は、専用区画から ワゴン等で運搬。
 児童のランドセル置き場は可動式のロッカーを用意。
- 学校、教育委員会、子育て支援部において、あらかじ め学校施設を利用するにあたっての確認事項(利用 日程の確認方法や、利用のルール等)を協議し、確 認文書を作成。

可動式のランドセルロッカー



東京都練馬区

放課後の活動で使用する範囲を明確に示すことで、 施設利用に関する小学校の理解を促進

- 学校施設の活用にあたって責任体制の明確化を図るため、「ねりっこクラブ」(一体型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室)を実施するにあたり、教育委員会と各小学校長との間で、学校施設の使用に関する協定を締結。
- 協定書では、基本的合意事項として、「教育委員会は、小学校の学校教育に支障が生じないよう配慮の上、事業を実施するものとする/小学校は、学校教育に支障がない限り、教育委員会が実施する事業に協力するものとする」としたうえで、学校施設・設備の使用と使用時間、管理責任、緊急時の対応、学校教育に支障が生じる場合の対応を明記しルール化。
- 協定書では、放課後児童クラブが放課後に使用するスペースや、子供の動線を図示して 明確にする工夫が行われている。

